

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2025 年 10 月 30 日

【発行者の名称】

日本マリタイムバンク株式会社
(Nippon Maritime Bank Co., Ltd.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 昼田 将司

【本店の所在の場所】

東京都中央区八重洲 2 丁目 1 番 8 号

【電話番号】

(03)6262-8683 (代表)

【事務連絡者氏名】

取締役財務部長 長江 友和

【担当 J-Adviser の名称】

フィリップ証券株式会社

【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】

代表取締役社長 永堀 真

【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】

東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号

【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.phillip.co.jp/>

【電話番号】

(03)3666-2321 (代表)

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market
また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

【公表されるホームページのアドレス】

日本マリタイムバンク株式会社
<https://corporate.nmb.co.jp/>
株式会社東京証券取引所
<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時点における役員（金融商品取引法（以下「法」という）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(連結経営指標等)

回次		第6期中間期	第5期
会計期間		自2025年2月1日 至2025年7月31日	自2024年2月1日 至2025年1月31日
売上高	(千円)	762,831	912,081
経常利益	(千円)	116,842	317,629
親会社株主に帰属する中間（当期）純利益	(千円)	109,609	198,200
中間包括利益又は包括利益	(千円)	90,185	209,433
純資産額	(千円)	1,236,395	1,098,911
総資産額	(千円)	13,053,687	6,288,974
1株当たり純資産額	(円)	334.16	297.00
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)
1株当たり中間（当期）純利益	(円)	29.62	60.11
潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	9.5	17.5
自己資本利益率	(%)	9.4	23.9
株価収益率	(倍)	—	—
配当性向	(%)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△4,985,384	△2,496,934
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	112	△93,458
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	5,083,343	3,206,346
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	(千円)	795,384	733,290
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	17 (—)	15 (—)

(注) 1. 第6期より中間連結財務諸表を作成しているため、第5期以前の中間連結財務諸表については記載していません。

2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載していません。

3. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

4. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載していません。

5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員のみ)は、期中の平均人員を（ ）外数で記載しております。

6. 「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第5期（2024年2月1日から2025年1月31日まで）の連結財務諸表についてオリエン特監査法人の監査を受けております。第6期中間期

(2025年2月1日から2025年7月31日まで)の中間連結財務諸表は、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、オリエント監査法人の監査を受けております。

7. 2025年4月25日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり中間(当期)純利益を算定しております。

(参考情報)

(提出会社の経営指標等)

回次	第3期	第4期	第5期
決算年月	2023年1月	2024年1月	2025年1月
売上高 (千円)	142,675	364,879	835,178
経常利益 (千円)	18,094	93,533	348,566
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△4,030	81,475	229,137
純資産額 (千円)	78,003	559,478	1,118,616
総資産額 (千円)	574,821	3,638,116	3,296,175
1株当たり純資産額 (円)	78.00	215.18	30.23
1株当たり配当額 (円)	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△4.03	41.01	69.49
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	13.6	15.4	33.9
自己資本利益率 (%)	△5.0	25.6	27.3
株価収益率 (倍)	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	12,863	—
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	△12,412	—
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	37,286	—
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	94,431	124,340	554,069
従業員数 (人)	2	9	15
(外、平均臨時雇用者数)	(1)	(2)	(—)

- (注) 1. 第5期より連結財務諸表を作成しているため、第5期の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
4. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
5. 2025年4月25日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) を算定しております。
6. 第3期及び第5期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る項目については記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員のみ)は、期中の平均人員を () 外数で記載しております。
8. 第3期から第5期の財務諸表については、監査を受けておりません。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、持分法適用の関係会社であった Ocean Exim Trading Limited は、株式売却により、持分法の適用範囲から除外しております。詳細につきましては、「第3【事業の状況】 5【経営上の重要な契約等】」に記載のとおりであります。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年7月31日現在

セグメント名称	従業員数（人）
コミッション事業	7
アセット事業	4
全社（共通）	6
合計	17

(注) 従業員数は就業人員であります。なお、臨時雇用者数は、その総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(2) 発行者の状況

2025年7月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
17	35.6	1	6,134

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。なお、臨時雇用者数は、その総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

当社グループは、当連結会計年度より、中間連結財務諸表を作成しているため、前中間連結会計年度との比較・分析の記載はしておりません。

(1) 業績

2025 年上半期の海運市況は、2020 年から 2023 年にかけての高騰局面を経て、コンテナ船・バルク船の運賃水準が一旦落ち着いたものの、タンカー市場ではタイトな需給環境が継続しています。新造船の建造枠（船台）は複数年先まで埋まっており、新規発注は限定的となる一方で、中古船売買（S&P）市場は安定した売買実績を維持しています。

社会情勢の変化も相まって、これまで船隊拡大の資金調達において大きな役割を果たしてきた中国系リース会社への依存を見直す動きが、欧州の船会社を中心に強まる中、日本のファイナンスに対する関心が高まっており、船主や匿名組合型ファンドを活用した「セール・アンド・リースバック」取引による船舶ファイナンスの活用が拡大しています。

一方で、地方銀行を中心とした金融機関の旺盛な貸出意欲や、船主・投資家の高い投資意欲により、資金の供給過剰が進みつつあり、ファイナンス条件は低スプレッド・ハイレバレッジ化する傾向が強まっています。当社では、こうした環境下においても財務健全性や投資家保護の観点を重視し、慎重な案件選別を徹底しつつ、着実に取扱案件数を伸ばし、引き続き安定的なサービスの提供量を確保できる状況です。

こうした市況においても、当社グループの当中間連結会計期間の業績は、コミッション事業およびアセット事業の両セグメントが堅調に推移し、売上高および営業利益ともに堅実な水準を確保する結果となりました。

連結売上高は 762,831 千円となりました。セグメント別では、コミッション事業が 392,647 千円、アセット事業が 370,183 千円で、両セグメントがバランス良く売上を確保しました。

コミッション事業は、船舶仲介サービス、オペレーティングリースサービス、サービス提供型ファイナンスリースサービスを中心とした手数料収益が主力です。特に SPC（特別目的会社）を活用したオペレーティングリース取引やリース組成の仲介により、高マージンの手数料収益を獲得しています。アセット事業は、船舶融資サービスと子会社型ファイナンスリースサービスによる金利収益・リース収益が主な収益源です。貸付型クラウドファンディングを活用した資金調達により、効率的な資金運用と安定的な収益確保を実現しています。

営業利益は 229,987 千円となりました。セグメント別では、コミッション事業が 242,221 千円、アセット事業が 55,759 千円で、販売費及び一般管理費控除後も高水準の利益を維持しました。コミッション事業では高マージン手数料収益が販売費及び一般管理費の増加を上回り利益率を押し上げ、アセット事業では自己私募型資金調達を通じた金利収益の安定化が利益確保に寄与しました。

営業外収益は 1,596 千円で、主に受取利息 1,002 千円等です。一方、営業外費用は 114,740 千円で、為替差損 39,638 千円および持分法による投資損失 75,076 千円が主要因です。この結果、営業外損益は負の影響を受けましたが、営業利益の規模が大きく、事業基盤の強さを示す結果となっています。

また、関係会社株式売却益として 47,367 千円の特別利益を計上しました。特別損益を含めた税金等調整前中間純利益は 164,210 千円となりました。

法人税、住民税及び事業税を控除した結果、親会社株主に帰属する中間純利益は 109,609 千円となりました。高マージン手数料収益と安定的なリース・融資収益の組み合わせにより、変動の大きい経済環境下でも安定した利益確保が可能となっています。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、795,384 千円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは 4,985,384 千円の支出となりました。これは主として、融資ポートフォリオの拡大に伴う営業貸付金の増加 1,588,239 千円、子会社型ファイナンスリース実行に伴うリース債権の増加 5,214,088 千円及び商品出資金の増加 258,768 千円によるものです。

（注）営業貸付金は営業目的において、当社が貸付人となってファイナンスを希望する船主に融資したものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは 112 千円の収入となりました。これは関係会社株式の売却による収入 1,313 千円、有形固定資産の取得による支出 1,201 千円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは 5,083,343 千円の収入となりました。これは子会社型ファイナンスリースの資金調達のための長期借入金による収入 5,513,060 千円があった一方で長期借入金返済による支出 429,716 千円が発生したことによるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績及び受注実績

当社グループの事業内容は、提供するサービスの性格上、生産実績及び受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(2) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（千円）	前年同期比（%）
コミッション事業	392,647	—
アセット事業	370,183	—
合計	762,831	—

（注） 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 当社は、当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前年同期の比較は行っておりません。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2025年8月22日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

(1) J-Adviser との契約の解除に関するリスクについて

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場予定です。当社では、フィリップ証券株式会社を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、フィリップ証券株式会社との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」といいます。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株式会社（以下「乙」といいます。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」といいます。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限り）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと思われるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止

した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から b までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する)の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通投資者総会を含む)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む)についての書面による報告を受けた日)

c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合(③bの規定の適用を受ける場合を除く)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の連結財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。

d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を 1 株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

(持分法適用関連会社の株式の売却)

Ocean Exim Trading Limited は当社の持分法適用関連会社でありましたが、当社は保有株式の一部を株式会社橘屋に売却いたしました。また、本件株式譲渡に伴い、持分割合が 20% から 10% に減少し、Ocean Exim Trading Limited は当社の持分法適用関連会社から除外されることとなりました。

①目的

当社は資本コストを意識した経営資源の効率化を重点テーマとして取り組んでおり、資金及び資産の効率化を推進しております。当社が保有する Ocean Exim Trading Limited 株式についても検討を行った結果、本売却が、当社の財務戦略およびグループ戦略に合致するものと判断し、本売却を実行いたしました。

②株式売却の方法

株式会社橘屋への売却

③株式譲渡日

2025 年 6 月 26 日

④当該関連会社の名称、事業内容及び会社との取引内容

名称	Ocean Exim Trading Limited
事業内容	船舶スクラップ事業、船主業
当社との取引内容	当社は仲介手数料を受領しております。

⑤譲渡株式数、譲渡価額、譲渡損益、譲渡後の所有株式数

譲渡株式数	5 株
譲渡価額	1,313 千円
譲渡益(連結)	47,367 千円
譲渡後の所有株式数	5 株

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間連結会計期間末（2025年7月31日）現在において当社グループが判断したものであります。

（1）重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

（2）財政状態の分析

（資産）

当中間連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末（6,288,974千円）に比べ6,764,713千円増加し、13,053,687千円となりました。

これは主に、海外船会社への融資の拡大に伴う営業貸付金の増加（1,588,240千円増）、子会社におけるファイナンスリース実行によるリース債権の増加（4,807,019千円増）、商品出資金の新規計上（258,768千円）などによるものであります。

また、固定資産は115,099千円となりました。これは主に建物及び構築物を36,043千円、敷金差入保証金を35,117千円などによるものです。

（負債）

当中間連結会計期間末における負債は、前連結会計年度末（5,190,062千円）に比べ6,627,230千円増加し、11,817,292千円となりました。

これは主に、船舶購入資金の調達に伴う長期借入金の増加（3,458,972千円増）、匿名組合出資預り金の増加（1,984,242千円増）、1年内返済予定の長期借入金の増加（1,242,029千円増）などによるものです。

（純資産）

当中間連結会計期間末における純資産は、前連結会計年度末（1,098,911千円）に比べ137,483千円増加し、1,236,395千円となりました。

これは主に、親会社株主に帰属する中間純利益の計上（109,609千円）、連結除外に伴う利益剰余金の増加額（47,298千円）などによるものです。

（3）経営成績の分析

「1【業績等の概要】（1）業績」をご参照ください。

（4）キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	当中間連結会計期間末現在発行数(株) (2025年7月31日)	公表日現在発行数(株) (2025年10月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	14,000,000	10,300,000	3,700,000	3,700,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	14,000,000	10,300,000	3,700,000	3,700,000	—	—

- (注) 1. 2025年4月24日開催の定時株主総会決議により、2025年4月25日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は13,900,000株増加し、14,000,000株となっております。
2. 2025年4月24日開催の定時株主総会決議により、2025年4月25日付で普通株式1株を100株に分割しております。これにより発行済株式総数は3,663,000株増加し、3,700,000株となっております。
3. 2025年4月24日開催の定時株主総会決議により、定款の変更が行われ、2025年4月25日付で100株を1単位とする単元株制度を導入しております。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2025年4月25日(注)	3,663,000	3,700,000	—	85,000	—	15,000

(注) 2025年4月24日開催の定時株主総会決議により、2025年4月25日付で普通株式1株を100株に分割しております。これにより発行済株式総数は3,663,000株増加し、3,700,000株となっております。

(6)【大株主の状況】

2025年7月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社アップヒル	東京都中央区京橋1丁目3番2号	1,800,000	48.65

昼田将司	千葉県浦安市	730,000	19.73
Gaurav Sanjay Metha	Dubai, U. A. E.	350,000	9.46
株式会社橘屋	愛媛県今治市旭町二丁目2番地5	300,000	8.11
木村商事株式会社	愛媛県今治市東鳥生町5丁目19番地	200,000	5.41
United Sky Shipping Pte.Ltd.	163 TRAS STREET #08-04 LIAN HUAT BUILDING SINGAPORE	150,000	4.05
Shores Trading & Shipping Pte.Ltd.	78 SHENTON WAY, #20-03, SINGAPORE	100,000	2.70
片座雅志	東京都中央区	70,000	1.89
計	—	3,700,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,700,000	37,000	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	3,700,000	—	—
総株主の議決権	—	37,000	—

(注) 1. 2025年4月24日開催の定時株主総会決議により、2025年4月25日付で普通株式1株を100株に分割を行っており、完全議決権株式数(その他)及び発行済株式総数の株式数はそれぞれ3,700,000株となっております。

2. 2025年4月25日付で定款変更を行い、100株を1単位とする単元株制度を導入しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

当社株式は2025年9月25日に株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場いたしました。当中間連結会計期間(2025年2月1日から2025年7月31日まで)においては非上場であったため、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報公表日後、本中間発行者情報の公表日までの役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

当社の中間連結財務諸表は、第1種中間連結財務諸表であります。

- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

なお、当社は前中間連結会計期間(2024年2月1日から2024年7月31日まで)の中間連結財務諸表は作成していないため、前中間連結会計期間に係る比較情報は記載しておりません。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2025年2月1日から2025年7月31日まで)の中間連結財務諸表について、オリエント監査法人による期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025 年 1 月 31 日)	当中間連結会計期間 (2025 年 7 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	733,290	795,384
営業未収入金	55,372	118,015
営業貸付金	2,117,448	3,705,688
商品出資金	—	258,768
リース債権	3,242,690	8,049,709
その他	17,612	11,022
流動資産合計	6,166,414	12,938,587
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	37,362	36,043
機械装置及び運搬具（純額）	6,006	4,899
その他（純額）	3,814	3,639
有形固定資産合計	※1 47,183	※1 44,583
無形固定資産		
ソフトウェア	20,744	17,150
無形固定資産合計	20,744	17,150
投資その他の資産		
繰延税金資産	14,055	12,219
敷金差入保証金	38,117	35,117
その他	2,458	6,029
投資その他の資産合計	54,631	53,366
固定資産合計	122,559	115,099
資産合計	6,288,974	13,053,687

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025 年 1 月 31 日)	当中間連結会計期間 (2025 年 7 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
1 年内返済予定の長期借入金	401, 777	1, 643, 806
未払法人税等	141, 574	52, 765
賞与引当金	1, 055	1, 250
匿名組合出資預り金	1, 989, 650	3, 973, 892
その他	51, 149	98, 780
流動負債合計	2, 585, 207	5, 770, 495
固定負債		
長期借入金	2, 587, 824	6, 046, 796
持分法適用に伴う負債	17, 030	—
固定負債合計	2, 604, 855	6, 046, 796
負債合計	5, 190, 062	11, 817, 292
純資産の部		
株主資本		
資本金	85, 000	85, 000
資本剰余金	745, 000	745, 000
利益剰余金	257, 678	414, 586
株主資本合計	1, 087, 678	1, 244, 586
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	11, 232	△8, 191
その他の包括利益累計額合計	11, 232	△8, 191
純資産合計	1, 098, 911	1, 236, 395
負債純資産合計	6, 288, 974	13, 053, 687

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

当中間連結会計期間 (自 2025 年 2 月 1 日 至 2025 年 7 月 31 日)	
売上高	762,831
売上原価	311,707
売上総利益	451,123
販売費及び一般管理費	※ 221,135
営業利益	229,987
営業外収益	
受取利息	1,002
受取地代	535
その他	58
営業外収益合計	1,596
営業外費用	
為替差損	39,638
持分法による投資損失	75,076
その他	25
営業外費用合計	114,740
経常利益	116,842
特別利益	
関係会社株式売却益	47,367
特別利益合計	47,367
税金等調整前中間純利益	164,210
法人税、住民税及び事業税	52,765
法人税等調整額	1,835
法人税等合計	54,600
中間純利益	109,609
親会社株主に帰属する中間純利益	109,609

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

当中間連結会計期間	
(自 2025 年 2 月 1 日 至 2025 年 7 月 31 日)	
中間純利益	109,609
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	△19,423
その他の包括利益合計	△19,423
中間包括利益	90,185
(内訳)	
親会社株主に係る中間包括利益	90,185
非支配株主に係る中間包括利益	—

③【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2025 年 2 月 1 日 至 2025 年 7 月 31 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益	164,210
減価償却費	7,396
賞与引当金の増減額 (△は減少)	194
受取利息及び受取配当金	△1,002
為替差損益 (△は益)	25,078
関係会社株式売却益	△47,367
持分法による投資損失	75,076
その他の資産の増減額 (△は増加)	△59,095
その他の負債の増減額 (△は減少)	67,616
営業貸付金の増減額 (△は増加)	△1,588,239
商品出資金の増減額 (△は増加)	△258,768
リース債権の増減 (△は増加)	△5,214,088
匿名組合出資預り金の増減額 (△は減少)	1,984,242
小計	△4,844,745
利息及び配当金の受取額	734
法人税等の支払額	△141,373
営業活動によるキャッシュ・フロー	△4,985,384
投資活動によるキャッシュ・フロー	
関係会社株式の売却による収入	1,313
有形固定資産の取得による支出	△1,201
投資活動によるキャッシュ・フロー	112
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	5,513,060
長期借入金の返済による支出	△429,716
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,083,343
現金及び現金同等物に係る換算差額	△35,977
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	62,093
現金及び現金同等物の期首残高	733,290
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 795,384

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(1) 連結の範囲の重要な変更

該当事項はありません

(2) 持分法適用の範囲の重要な変更

持分法適用関連会社であった Ocean Exim Trading Limited は、当社が保有する持分の一部を売却したことにより、持分法適用の範囲から除外しております。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第 27 号 2022 年 10 月 28 日)等を当中間連結会計期間の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による中間連結財務諸表への影響はありません。

(中間連結貸借対照表関係)

※ 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2025年1月31日)	当中間連結会計期間 (2025年7月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	4,519千円	8,323千円

2 保証債務

次の会社について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (2025年1月31日)	当中間連結会計期間 (2025年7月31日)
Ocean Exim Trading Limited	170,992千円	70,810千円

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)
給料手当	52,207千円
役員報酬	32,100
地代家賃	19,676
支払報酬	14,769

(株主資本等関係)

当中間連結会計期間（自 2025年2月1日 至 2025年7月31日）

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、持分法適用関連会社であった Ocean Exim Trading Limited の株式を譲渡したことにより、連結の範囲から除外しております。この結果、当中間連結会計期間において、利益剰余金が 47,298 千円増加しております。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)
現金及び預金勘定	795,384千円
現金及び現金同等物	795,384

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

借入金は主に営業活動に係る資金調達を目的としたものであり、流動性リスクが存在しますが、当社グループは、担当部署である財務部門が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、営業本部が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務部門が適時に資金計画表を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2025年1月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 営業貸付金	2,117,448	2,031,457	△85,990
(2) リース債権	3,242,690	3,242,690	—
(3) 敷金差入保証金	38,117	37,255	△862
資産計	5,398,256	5,311,402	△86,853

(1) 匿名組合出資預り金	1,989,650	1,989,650	—
(2) 長期借入金（１年内返済予定を含む）	2,989,602	2,989,602	—
負債計	4,979,252	4,979,252	—

当中間連結会計期間（2025 年 7 月 31 日）

	中間連結貸借対照表計 上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 営業貸付金	3,705,688	3,472,960	△232,727
(2) リース債権	8,049,709	8,049,709	—
(3) 敷金差入保証金	35,117	34,149	△967
資産計	11,790,514	11,556,819	△233,695
(1) 匿名組合出資預り金	3,973,892	3,973,892	—
(2) 長期借入金（１年内返済予定を含む）	7,690,603	7,690,603	—
負債計	11,664,495	11,664,495	—

(注) 「現金及び預金」、「営業未収入金」、「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2025 年 1 月 31 日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（2025 年 7 月 31 日）

該当事項はありません。

（２）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2025 年 1 月 31 日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
営業貸付金	—	2,031,457	—	2,031,457
リース債権	—	3,242,690	—	3,242,690

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
敷金差入保証金	—	37,255	—	37,255
資産計	—	5,311,402	—	5,311,402
匿名組合出資預り金	—	1,989,650	—	1,989,650
長期借入金（1年以内返済予定を含む）	—	2,989,602	—	2,989,602
負債計	—	4,979,252	—	4,979,252

当中間連結会計期間（2025年7月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
営業貸付金	—	3,472,960	—	3,472,960
リース債権	—	8,049,709	—	8,049,709
敷金差入保証金	—	34,149	—	34,149
資産計	—	11,556,819	—	11,556,819
匿名組合出資預り金	—	3,973,892	—	3,973,892
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	7,690,603	—	7,690,603
負債計	—	11,664,495	—	11,664,495

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

営業貸付金

営業貸付金の時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算出しております。

敷金差入保証金

敷金差入保証金の時価は、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算出しております。

リース債権・匿名組合出資預り金・長期借入金（1年内返済予定を含む）

これらの時価については、変動金利であり、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引関係）

前連結会計年度（2025年1月31日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（2025年7月31日）

該当事項はありません。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間連結会計期間（自 2025 年 2 月 1 日 至 2025 年 7 月 31 日）

（単位：千円）

	報告セグメント		合 計
	コミッション事業	アセット事業	
主要な財又はサービスのライン			
船舶仲介サービス	97,858	58,666	156,524
オペレーティングリースサービス	292,042	—	292,042
サービス提供型ファイナンスリースサービス	2,746	—	2,746
顧客との契約から生じる収益	392,647	58,666	451,313
その他の収益	—	311,516	311,516
外部顧客への売上高	392,647	370,183	762,831

（注）「その他の収益」には、主に、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第 13 号 2007 年 3 月 30 日）に基づくリース収入等、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」に基づく利息収入等が含まれております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループはコミッション及びアセットに関するセグメントによって構成されており、「コミッション事業」「アセット事業」の 2 つを報告セグメントとしております。

コミッション事業は、「船舶仲介サービス」、「オペレーティングリースサービス」、「サービス提供型ファイナンスリースサービス」を提供しております。

アセット事業は、「船舶融資サービス」、「子会社型ファイナンスリースサービス」を提供しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の資産の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一となっております。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースでの数値です。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

当中間連結会計期間（自 2025 年 2 月 1 日 至 2025 年 7 月 31 日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 （注 1）	中間連結財務 諸表計上額 （注 2）
	コミッション事業	アセット事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	392,647	370,183	762,831	—	762,831
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	392,647	370,183	762,831	—	762,831
セグメント利益	242,221	55,759	297,981	△67,994	229,987

（注） 1. セグメント利益の調整額△67,994 千円はセグメント間取引消去額及び報告セグメントに配分していない全社共通費用であります。

2. セグメント利益の合計額は、中間連結損益計算書の営業利益と一致しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間連結会計期間（自 2025 年 2 月 1 日 至 2025 年 7 月 31 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当中間連結会計期間（自 2025 年 2 月 1 日 至 2025 年 7 月 31 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当中間連結会計期間（自 2025 年 2 月 1 日 至 2025 年 7 月 31 日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	当中間連結会計期間 (自 2025 年 2 月 1 日 至 2025 年 7 月 31 日)
1 株当たり純資産額	334.16 円
1 株当たり中間純利益	29.62 円

- (注) 1. 当社は 2025 年 4 月 24 日開催の当社定時株主総会の決議に基づき、2025 年 4 月 25 日付で普通株式 1 株につき 100 株の株式分割を行いました。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり中間純利益を算定しております。
2. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。
3. 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2025 年 2 月 1 日 至 2025 年 7 月 31 日)
親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	109,609
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	109,609
普通株式の期中平均株式数 (株)	3,700,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年10月30日

日本マリタイムバンク株式会社

取締役会 御中

オリエント監査法人

東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	神戸 宏明
業務執行社員		

指 定 社 員	公認会計士	小野 陽介
業務執行社員		

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本マリタイムバンク株式会社の2025年2月1日から2026年1月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年2月1日から2025年7月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本マリタイムバンク株式会社の2025年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して 限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた 中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

- ・中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上